



2008年4月30日第2008-34号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

衆議院で再可決～ガソリン税等暫定税率復活

失効したガソリン税の暫定税率を復活させる租税特別措置法改正案が、30日午後5時前、衆議院本会議で、自民・公明両党の賛成多数で再可決され、成立しました。改正案は参議院で審議中ですが、憲法第59条に基づく「60日ルール」により、衆議院で与党が3分の2の多数を占めていることから、再可決が可能となったものです。施行日は5月1日で、ガソリン1リットル当たり25.1円の税率上乗せ分が1ヶ月ぶりに復活することになります。憲法の「みなし否決」による法案の再可決は、1952年の国立病院を自治体に払い下げる特別措置法以来、56年ぶ

り2度目のことです。

政府・与党は、道路特定財源を10年間維持する道路整備財源特例法改正案についても、再可決が可能となる5月12日にも衆議院での再可決に踏み切るものと見られています。これは、09年度からの道路特定財源の一般財源化を掲げた政府・与党の方針とは矛盾するもので、道路特定財源に関わる国民の不信がさらに高まることは免れません。

連合は、「民意を蹂躪した与党の暴挙は許されない。断固抗議する」として、事務局長談話を発表しました。

租税特別措置法改正案の衆院再可決に抗議する談話

連合事務局長 古賀伸明

1. 4月30日夕刻、与党の強行採決により租税特別措置法改正案が衆議院本会議で再議決され、同法案は成立した。これにより3月末に期限切れとなっていたガソリン等の暫定税率が5月から復活する。この再議決は、政府与党による2兆6千億円もの新たな増税策の発動に他ならない。国民の多数が暫定税率復活に反対するなか、民意を蹂躪した与党の暴挙は許されない。連合は断固抗議する。
2. 政府与党は、これに加えて、道路整備費財源特例法案についても5月12日以降に再議決する構えを見せている。道路計画自体の信頼性がゆらぎ、道路以外への流用や無駄遣いに対する不信・不満が蔓延しているなか、事業規模を59兆円とする向こう10年間の道路特定財源を維持することは到底納得できない。さらに、福田総理が表明した09年度からの道路特定財源の一般財源化の方針とも矛盾する。政府与党の論理的整合性を欠く対応は、私たち国民にとって全く理解できない。
3. 今回の再議決を可能とした衆議院での2/3を超える与党議席は、2005年9月の郵政民営化を唯一の争点とした異常な選挙によってもたらされたものである。一方、直近の民意は、昨年7月の参院選での野党過半数にあり、今月27日に投開票された衆議院山口2区補欠選挙でも、暫定税率撤廃を訴える民主党候補が圧勝した。今回の再議決は手続き上は合法的であるものの、国民の声に背き、与党の論理で強行的に国会の運営を行うことは、民主主義をないがしろにする行為である。「ねじれ国会」を理由にかかる暴挙を行うのであれば、政府与党は衆議院を解散し、改めて民意を問い直すべきである。
4. 連合は、こうした政府与党の暴挙に抗議し、政策転換を求めるとともに、「STOP! THE 格差社会キャンペーン」を引き続き全国で強力に展開し、まじめに働く者がむくわれる政策の実現と、そのための政治体制の確立を実現すべく総力を挙げていく。